

## 児童虐待について、学校の対応をお知らせいたします

全国的に児童虐待の増加があります。本市・本校でもその傾向は想像できます。

\* (全国の児童相談所が対応した件数 H21 年度 44210 件・20 年度 42664・19 年度 40639) インターネットから

我が子を・近所の地域の子供たちを、愛し慈しむことが親の或は普通の大人の感情だと思えます。しかし、ストレスの多い社会の中で、様々な要因から、児童虐待に走ってしまう不幸な状況があるのも事実です。万が一の場合の対応としてお知らせします。

本校につきましても、児童虐待を防ぐために以下の方策をとります。これは、法的に定められたものですので、学校としては、淡々と実施していくつもりです。

### ☆ 通告義務について

- ・ 要保護児童発見者には、関係機関への通告義務があります。(児童福祉法 25 条)
- ・ 「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」に改正  
(H16 年・児童虐待の防止等に関する法律第 6 条)
- ・ 児童虐待を発見しやすい立場にある学校教職員等の早期発見と通告義務  
(児童虐待の防止等に関する法律第 5 条)

### ★ 学校の対応

このように、通告義務が学校教職員にはあります。主な例として、次のような状況が児童の様子等に見られた場合に、通告をすることを原則とします。

- 1 身体や衣服に汚れ（継続的に）が目立つ。
- 2 家庭との連絡が取れず、理由のはっきりしない欠席や遅刻がある。
- 3 傷跡やあざ等が見られる。(説明が不自然だったり嫌がったりする場合)
- 4 特別の病気がないのに、身長や体重の伸びが見られない。
- 5 これまでにない、給食での過食・おかわりの繰り返しがみられる。
- 6 表情が乏しく、受け応えが少ない。
- 7 乱暴・攻撃的な言葉遣いが多い。
- 8 帰宅を嫌がる。
- 9 他の児童をいじめる。生物に対する残虐な行為がある。
- 10 虚言が多い。万引き等の非行が見られる。

こういう状況等が見られたら、担任や担当から、保護者の方にまず相談をもちかけます。「事実に基づき、こういう状況が見られます・・・等」そこで、多くは意思疎通ができ解決できると考えています。(家庭・子供・学校の関係を大切にしたいと思えます。)

通告に関しては、繰り返される状況や、児童の生命にかかわると判断した場合等で、結論としては、「虐待と思われる児童の様子」で判断します。通告に際しては、法に基づく通告義務が学校関係者にはありますので、ご理解をいただきたいと思えます。また、保護者・地域の皆様にも「虐待を受けたと思われる児童」がいた場合には、通告をする義務がありますので、ご承知おきください。まずは子ども家庭支援センターへ。

★子育て等での悩み・心配事は、本校窓口の、特別支援教育コーディネーター(多幡教諭)に気軽にご相談ください。希望があれば、関係機関もご紹介します。 本校 042-536-2711

#### 各相談場所の連絡先

- ☆ 立川市子ども家庭支援センター 042-528-6871
- ☆ 立川市教育委員会 特別教育課教育相談係 042-527-6171(代表)
- ☆ 立川児童相談所 042-523-1321
- ☆ 東京都児童相談センター(夜間・土日等の緊急相談窓口) 03-3208-1121